

東京都公報

発行
東京都

目次

告示

- 都市計画事業の認可……………
- ………（都市整備局都市づくり政策部緑地景観課）…
- 市街地再開発組合の定款の変更認可……………
- ………（都市整備局市街地整備部再開発課）…
- 市街地再開発組合の事業計画の変更認可……………
- ………（同）…
- 建築基準法による道路位置の指定の取消し……………
- ………（都市整備局多摩建築指導事務所開発指導第一課）…
- 建築基準法による道路位置の指定の変更……………
- ………（同）…
- 建築基準法による道路の指定……………
- ………（都市整備局多摩建築指導事務所開発指導第二課）…
- 土壌汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定解除（二件）……………
- ………（環境局多摩環境事務所環境改善課）…
- 都道の区域変更（二件）……………
- ………（建設局道路管理部路政課）…
- 都立公園の位置、区域及び面積の変更……………
- ………（建設局公園緑地部公園課）…
- 東京都立学校設置条例の一部を改正する条例附則第二項の東京都教育委員会規則で定める日を定める規則……………

公告

- 特定非営利活動法人の定款の変更の認証申請……………
- ………（生活文化局都民生活部管理法人課）…
- 開発行為に関する工事完了……………
- ………（都市整備局多摩建築指導事務所開発指導第二課）…
- 土地収用法施行令に基づく公示による通知……………
- ………（東京都収用委員会）…

告示

●東京都告示第千三百七十九号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第一項の規定に基づき東京都都市計画公園事業を認可したので、同法第六十二条第一項の規定により、次のように告示する。

平成二十八年八月十日

- 一 施行者の名称 東京都知事 小 池 百合子
- 二 都市計画事業の種別及び名称 大島都市計画公園事業第八・四・一 号大島町メモリアル公園
- 三 事業施行期間 平成二十八年八月十日から平成三十三年三月三十一日まで
- 四 事業地 大島町元町字神達及び字木伐大道 各地内 使用の部分 なし

●東京都告示第千三百八十号

都市再開発法（昭和四十四年法律第三十八号）第三十八条第一項の規定に基づき北品川五丁目第1地区市街地再開発組合の定款の変更を認可したので、同条第二項において

準用する同法第十九条第一項の規定により、次のように告示する。

平成二十八年八月十日

東京都知事 小 池 百合子

- 一 組合の名称 北品川五丁目第1地区市街地再開発組合
- 二 事業施行期間 平成二十一年三月二十四日から平成三十年三月三十一日まで
- 三 施行地区 品川区北品川五丁目地内
- 四 事務所の所在地及び設立認可の年月日 品川区北品川五丁目七番三号 平成二十一年三月二十四日
- 五 変更の内容 事務所の所在地を品川区北品川五丁目四番十四号に変更する。
- 六 定款の変更の認可の年月日 平成二十八年八月十日

●東京都告示第千三百八十一号

都市再開発法（昭和四十四年法律第三十八号）第三十八条第一項の規定に基づき浜松町一丁目地区市街地再開発組合の事業計画の変更を認可したので、同条第二項において準用する同法第十九条第一項の規定により、次のように告示する。

平成二十八年八月十日

東京都知事 小 池 百合子

一 組合の名称

浜松町一丁目地区市街地再開発組合

二 事業施行期間

平成二十四年七月十一日から平成三十一年三月三十一日まで

三 施行地区

港区浜松町一丁目地内

四 事務所の所在地及び設立認可の年月日

港区東新橋二丁目四番六号

平成二十四年七月十一日

五 事業計画の変更の認可の年月日

平成二十八年八月十日

●東京都告示第千三百八十二号

建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号。以下「法」という。)第四十二条第一項第五号の規定による道路の位置の指定を次のとおり取り消した。

なお、関係図書は、東京都多摩建築指導事務所に備え置いて縦覧に供する。

平成二十八年八月十日

東京都多摩建築指導事務所長

金子 博

取消しに係る道路の種類

取消年月日

取消しに係る道路の位置

取消しに係る道路の延長及び幅員(単位メートル)

法第四十二条第一項第五号の規定による道路

平成二十八年七月十三日

福生市大字福生字加美千二百八十一番一

延長 一九・三二 幅員 四・〇〇

●東京都告示第千三百八十三号

建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号。以下「法」という。)第四十二条第一項第五号の規定による道路の位置の指定を次のとおり変更した。

なお、関係図書は、東京都多摩建築指導事務所に備え置いて縦覧に供する。

平成二十八年八月十日

東京都多摩建築指導事務所長

金子 博

変更に係る道路の種類

変更年月日

変更に係る道路の位置

変更に係る道路の面積(単位平方メートル)

法第四十二条第一項第五号の規定による道路

平成二十八年七月十三日

国立市中一丁目十二番十七、同番十八及び同番六十の各一部

廃止 〇・七六 指定 〇・五三

●東京都告示第千三百八十四号

建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号。以下「法」という。)第四十二条第一項第四号の規定により、次のとおり道路を指定した。

なお、関係図書は、東京都多摩建築指導事務所に備え置いて縦覧に供する。

平成二十八年八月十日

東京都多摩建築指導事務所長

金子 博

指定に係る道路の種類

指定年月日

指定に係る道路の位置

指定に係る道路の延長及び幅員(単位メートル)

法第四十二条第一項第四号の規定による道路

平成二十八年七月八日

稲城市大字坂浜字十三号八百十七番一の一部、同番一

延長 二〇八三・〇 幅員 四 一七・〇〇

地先、同番二、同番三の一部、同番四、同番五、八百十八番二の一部、同番三から同番六まで、同番七及び八百十九番一の各一部、同番一

地先並びに同番十二、同番十三及び八百三十番二の各一部、同番三、八百三十二番一の一部、同番三、同番三

地先、八百三十三番二の一部、同番三並びに八百三十四番一及び同

番二の各一部、同番三並びに八百三十五番一、同番二及び八百三十六番一、同番二及び同番一

地先並びに同番二、八百三十七番

一部、同番三並びに八百三十七番

八百四十四番
 十八、八百六
 十五番一、字
 十四号八百六
 十六番七、同
 番八及び九百
 十六番三の各
 一部、同番三
 地先並びに九
 百十七番三及
 び九百十八番
 の各一部、同
 番地先並びに
 九百十九番か
 ら九百三十一
 番まで、九百
 三十三番、字
 十六号千七十
 九番及び千八
 十三番二十九
 の各一部、同
 番二十九地先
 千八十四番一
 の一部、同番
 三並びに同番
 四、同番五、
 同番八、同番
 九、千百六十
 六番二、千
 百六十八番四、
 千百七十番一、
 同番四、同番
 六、字十七号
 千百八十六番
 一、千百八十
 七番二、千
 百八十八番一、
 千百八十九番
 一、千百九十
 一番一及び千

百九十二番一
 の各一部、同
 番一地先並び
 に千九十三
 番一、千九
 十四番一、千
 百九十五番一、
 同番二、千
 百九十七番一、
 同番二、千
 九十八番一か
 ら同番六まで、
 同番九、同番
 十、同番十二、
 千九十九番
 から千二百一
 番まで、千二
 百二番一及び
 同番二の各一
 部、同番二地
 先並びに千二
 百三番、千二
 百四番一、同
 番二、千二百
 五番、千二百
 六番、千二百
 七番一、千二
 百八番から千
 二百十五番ま
 で、千二百十
 六番一、千二
 百十七番一か
 ら同番三まで、
 千二百二十一
 番、千二百二
 十二番一、同
 番二、千二百
 二十三番、千
 二百二十四番
 一から同番九

まで及び同番
 十一の各一部、
 同番十七、同
 番十八並びに
 同番二十及び
 同番二十一の
 各一部、同番
 二十二並びに
 同番二十三、
 同番二十四、
 同番二十七、
 同番二十八、
 千二百二十五
 番一、千二百
 二十六番一、
 千二百二十七
 番、千二百二
 十八番一、同
 番二、千二百
 二十九番一、
 同番二、千二
 百三十番、同
 番二、千二百
 五十四番一、
 同番三、同番
 四、千二百五
 十五番一及び
 同番三の各一
 部、同番五、
 同番七、同番
 八、同番十三、
 同番十四の一
 部、同番十五
 から同番十七
 まで、同番十
 九の一部、同
 番二十二から
 同番二十四ま
 で、千二百五
 十六番二から

同番四まで並びに同番五、同番六及び千二百八十八番一の各一部、同番二並びに同番三、千二百八十九番一及び同番三の各一部並びに大字平尾字十号千四十六番

●東京都告示第千三百八十五号

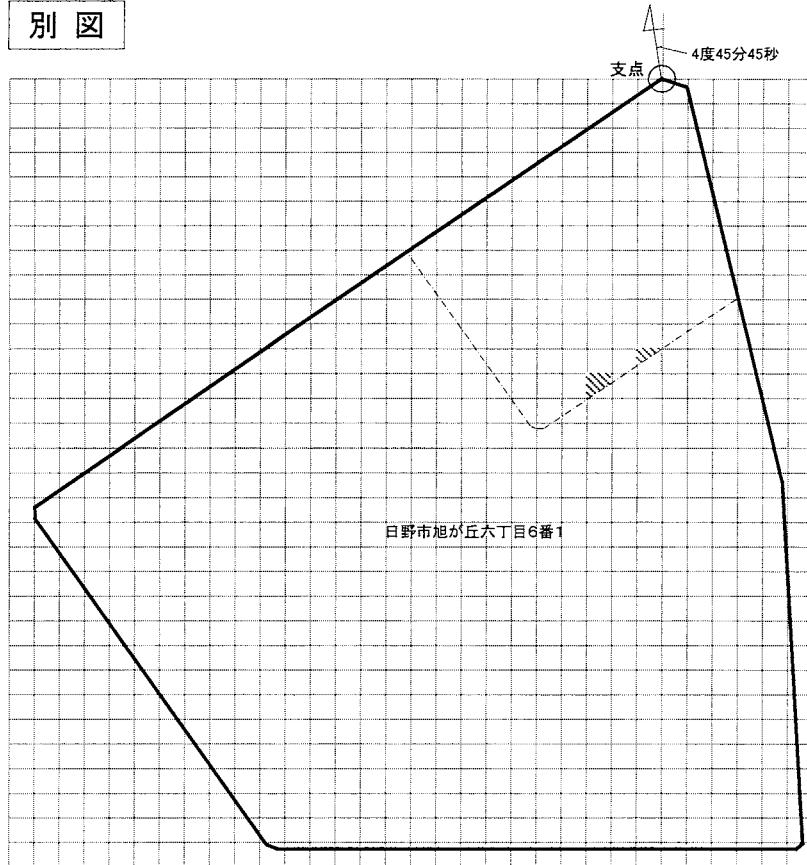
土壤汚染対策法(平成十四年法律第五十三号)第六条第四項の規定により、平成二十八年東京都告示第千十二号により指定した区域の全部の指定を解除するので、同条第五項において準用する同条第二項の規定により、次のとおり告示する。

平成二十八年八月十日

東京都知事 小 池 百合子

- 一 指定を解除する区域 別図のとおり(日野市旭が丘六丁目地内)
- 二 土壤汚染対策法施行規則(平成十四年環境省令第二十九号)第三十一条第一項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類 六価クロム化合物
- 三 講じられた汚染の除去等の措置 土壤汚染の除去

別 図



<凡例>

- 敷地境界
- - - 調査対象地
- 単位区画境界線
- ▨ 指定を解除する区域

<支点>
支点は、日野市旭が丘六丁目6番1の最北端とする。

<格子の回転角度>4度45分45秒
格子の回転角度は、支点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により形成された格子を、支点を中心として、右回りに回転させた角度を示す。

●東京都告示第千三百八十六号

土壤汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一条第二項の規定により、平成二十八年東京都告示第千十三号により指定した区域の全部の指定を解除するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

平成二十八年八月十日

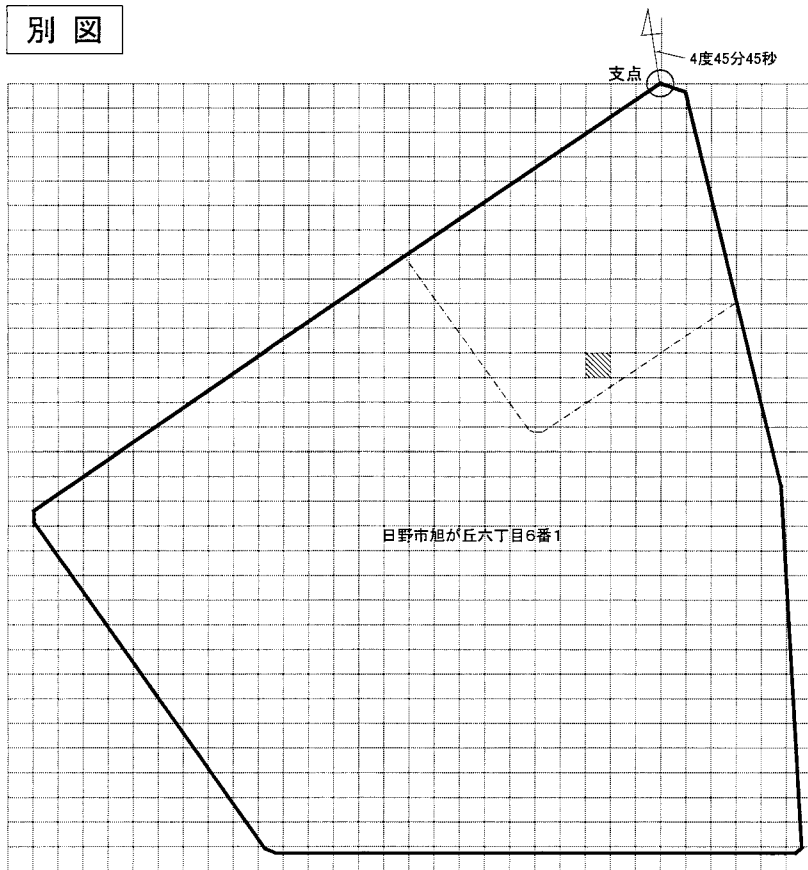
東京都知事 小 池 百合子

一 指定を解除する区域 別図のとおり（日野市旭が丘六丁目地内）

二 土壤汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号）第三十一条第二項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類 鉛及びその化合物

三 講じられた汚染の除去等の措置 土壤汚染の除去

別 図



<凡例>

- 敷地境界
- - - 調査対象地
- 単位区画境界線
- ▨ 指定を解除する区域

<支点>

支点は、日野市旭が丘六丁目6番1の最北端とする。

<格子の回転角度>4度45分45秒

格子の回転角度は、支点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により形成された格子を、支点を中心として、右回りに回転させた角度を示す。

●東京都告示第千三百八十七号
 道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定により、都道の区域を次のように変更する。
 その関係図面は、平成二十八年八月十日から起算して二

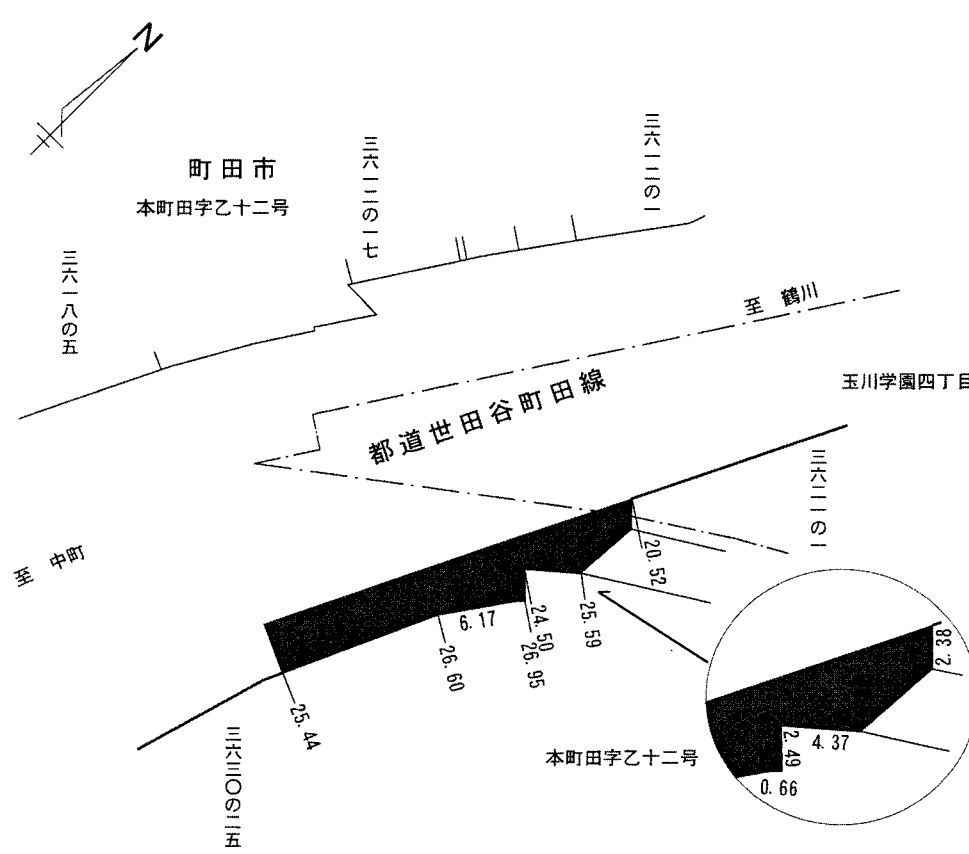
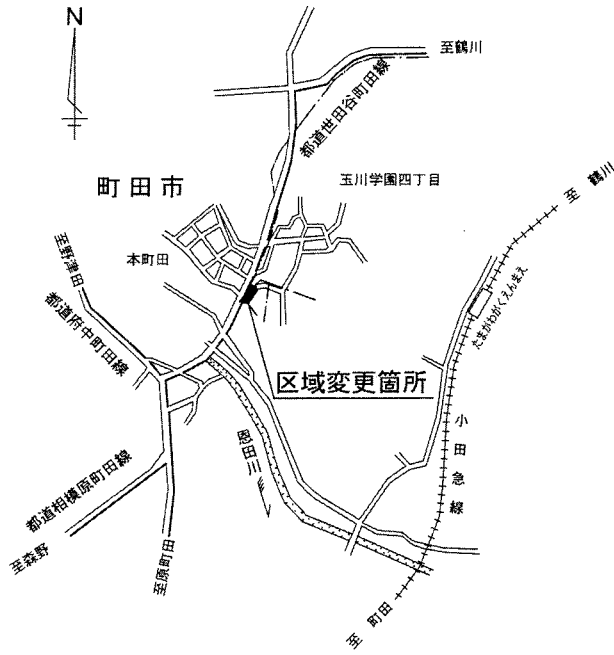
別図

都道世田谷町田線区域変更略図

町田市玉川学園四丁目3本町田字乙十二号

都道
 市道
 編入区域
 延長
 面積

三三・二三メートル
 一一〇・四〇平方メートル



週間東京都建設局道路管理部において一般の縦覧に供する。
 平成二十八年八月十日
 東京都知事 小池百合子

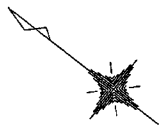
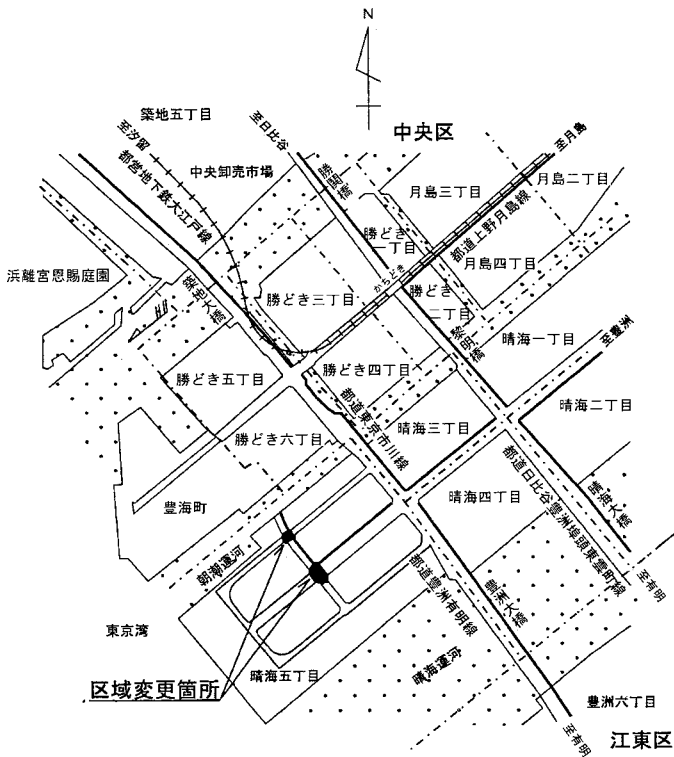
一 路線名 世田谷町田
 二 変更の区間 町田市玉川学園四丁目三千六百二十一番

三 変更の概要
 一地先から同市本町田字乙十二号三千六百三十番二十五地先まで
 別図表示のとおり

別図

都道日比谷豊洲埠頭東雲町線区域変更略図
中央区晴海五丁目地内

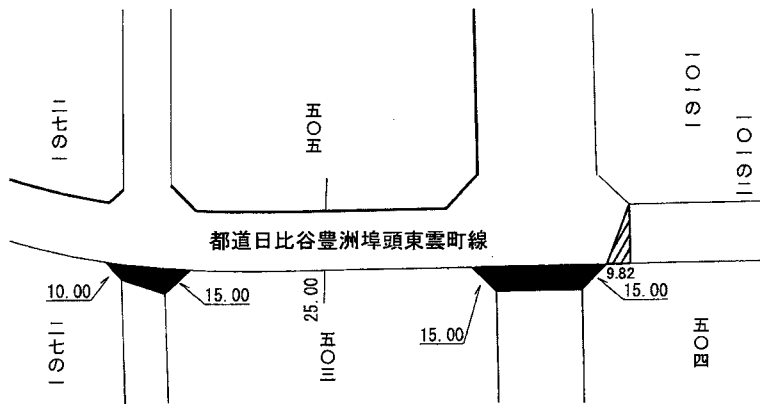
都道	延長	九一・六二メートル
特別区道	面積	七三三・九九平方メートル
編入区域	延長	二五・〇〇メートル
廃止区域	面積	一一二・七五平方メートル



中央区

晴海五丁目

至豊洲



●東京都告示第千三百八十八号
道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項
の規定により、都道の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成二十八年八月十日から起算して二
週間東京都建設局道路管理部において一般の縦覧に供する。
平成二十八年八月十日
東京都知事 小池百合子

- 一 路線名 日比谷豊洲埠頭東雲町
- 二 変更の区間 中央区晴海五丁目百一番二地先から同所
二十七番一地内まで
- 三 変更の概要 別図表示のとおり

●東京都告示第千三百八十九号

東京都立公園条例(昭和三十一年東京都条例第百七号)

第三条第三項の規定により、東京都立公園の位置、区域及び面積を次のとおり変更する。

平成二十八年八月十日

東京都知事 小池百合子

公園名 変更内容 変更年月日

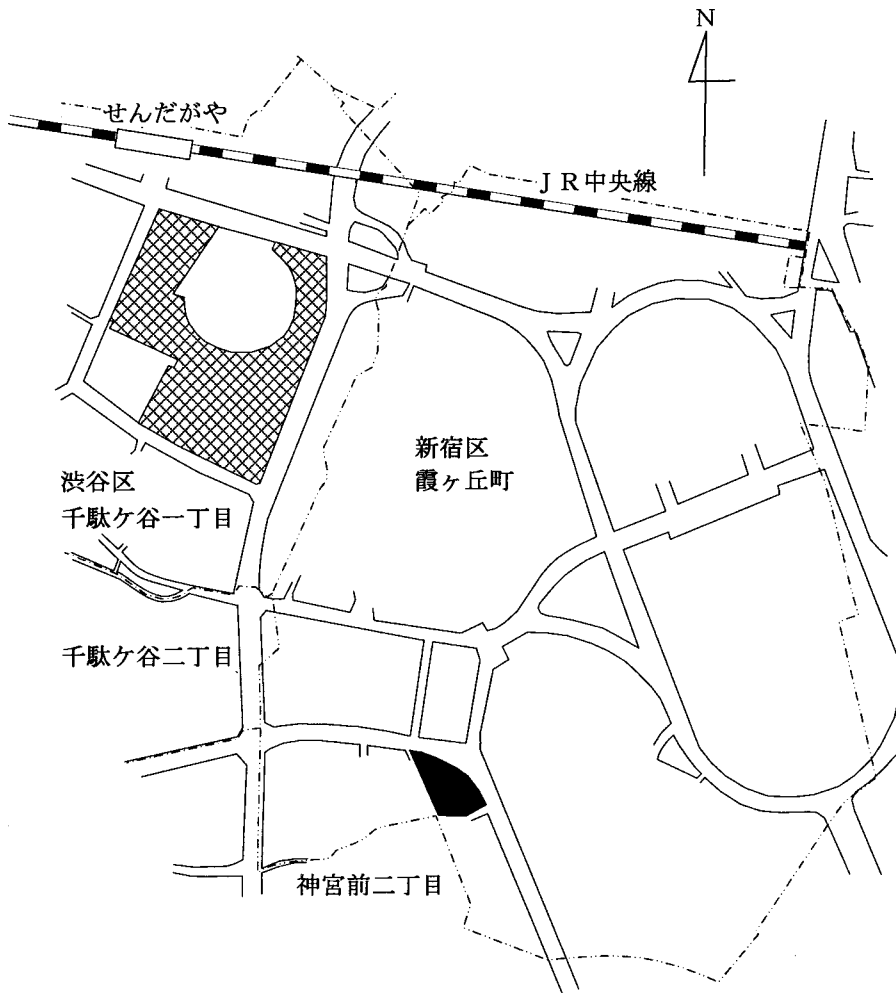
東京都立明治公園 別図のとおり 平成二十八年九月三十日

別図

東京都立明治公園 区域変更略図

変更箇所 新宿区霞ヶ丘町

変更前の区域	面積	変更後の面積
廃止区域	三、〇二九・一九 平方メートル	二、六四八・一六 平方メートル
		二八、三八一・〇三 平方メートル



規則(教)

東京都立学校設置条例の一部を改正する条例附則第二項の東京都教育委員会規則で定める日を定める規則を公布する。

平成二十八年八月十日

東京都教育委員会

●東京都教育委員会規則第四十三号

東京都立学校設置条例の一部を改正する条例

附則第二項の東京都教育委員会規則で定める

日を定める規則

東京都立学校設置条例の一部を改正する条例(平成二十七年東京都条例第百十八号)附則第二項の東京都教育委員会規則で定める日は、平成二十八年八月三十一日とする。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

公告

特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請について

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第二十五条第四項に規定する特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があったので、同条第五項において準用する同法第十条第二項及び特定非営利活動促進法施行条例の施行に関する規則(平成十年東京都規則第二百四十三号)第八条において準用する同規則第三条の規定により、次のとおり公告する。

平成二十八年八月十日

東京都知事 小池 百合子

一 申請のあった年月日

平成二十八年五月三十一日

二 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人コーチング研究所

三 代表者の氏名

伊藤 守

四 主たる事務所の所在地

東京都千代田区九段南二丁目一番三十号

五 定款に記載された目的

この法人は、広く一般市民に対して、コーチングに関する調査研究、情報提供及び学術大会等の開催をすることにより、コーチングの有効性に科学的実証を与えるとともに、コーチングを通じた人材育成に寄与することを目的とする。(以上原文のまま掲載)

一 申請のあった年月日

平成二十八年六月十四日

二 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人平和の文化東京ユネスコクラブ

三 代表者の氏名

田中 正人

四 主たる事務所の所在地

東京都千代田区三崎町三丁目二番十七号 小澤ビル五階

五 定款に記載された目的

この法人は、ユネスコ(国連教育科学文化機関)憲章が掲げる「ユネスコの理念」に関する教育普及活動および

び調査研究を行うとともに、民間ユネスコ運動の理念に基づき、平和の文化の創造を目指して市民、団体等を対象に助言、支援、協力を行い、人の心の中に「平和の砦」を築き、戦争のない平和な世界はもちろん、人間の尊厳が尊重される非暴力の社会を創ることを念頭に、社会教育、環境保全、国際協力等の公益の増進に寄与することを目的とする。(以上原文のまま掲載)

一 申請のあった年月日

平成二十八年六月十四日

二 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人アピリテイククラブたすけあい東村山たすけあいワーカーズぼけつと富士見

三 代表者の氏名

浅井 久美子

四 主たる事務所の所在地

東京都東村山市富士見町五丁目五番地五十八 サンコ

五 定款に記載された目的

本会は、市民によるたすけあいの理念に基づき、赤ちゃんからお年寄りまで生活の支援を必要とする人々に対し、保育、家事、介助、介護等の支援、調査研究、政策提案等の活動を行い、自らの生活を主体的に決定する市民自治によるまちづくりと地域福祉の増進に寄与することを目的とする。(以上原文のまま掲載)

一 申請のあった年月日

平成二十八年六月十四日

二 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人カウンセリング教育サポートセンター

三 代表者の氏名

笈田 育子

四 主たる事務所の所在地

東京都千代田区神田神保町一丁目三十四番地 風間ビル

五 定款に記載された目的

この法人は、広く社会の人々を対象とし、カウンセリング・臨床心理学の考え方や技能の教育、研究と普及を行い、人間形成と人々の心理的健康の向上につとめると共に、心理的援助の専門家の養成を行う。又、その学習成果を社会に還元し、人間関係の改善、活性化と人が共に生きられる社会創りに寄与することを目的とする。
(以上原文のまま掲載)

一 申請のあった年月日

平成二十八年六月十四日

二 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人アピリティクラブたすけあい保谷たすけあいワーカーズハミング

三 代表者の氏名

野方 規子

四 主たる事務所の所在地

東京都西東京市泉町三丁目十二番二十五号 パスレル保谷二階

五 定款に記載された目的

本会は、市民によるたすけあいの理念に基づき、赤ちゃんからお年寄りまで生活の支援を必要とする人々に対し、保育・家事・介助・介護等の支援、調査研究、政策提案等の活動を行い、自らの生活を主体的に決定する市民自治によるまちづくりと地域福祉の増進に寄与することを目的とする。(以上原文のまま掲載)

開発行為に関する工事の完了について

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十九条第一項の規定に基づき許可した次の開発行為に関する工事は完了した。
平成二十八年八月十日

東京都多摩建築指導事務所長

金子 博

開発区域又は工区に含まれる地域の名称
住所及び氏名

清瀬市中里四丁目八百四十番一及び同番三
西東京市北原町三丁目二番二十二号
株式会社アーネストワン
代表取締役 松林 重行

多摩市聖ヶ丘一丁目二十九番一、同番二十一及び同番二十二
武蔵野市境二丁目二番二号
株式会社飯田産業
代表取締役 兼井 雅史

府中市南町五丁目三番三、同番三地先、五番二十八及び六番七
武蔵野市境二丁目二番二号
株式会社飯田産業
代表取締役 兼井 雅史

東久留米市下里二丁目九百十一番十六
東久留米市本町三丁目二番五号
株式会社インフィニット
代表取締役 小森 誠

小平市花小金井二丁目七百三十八番三及び同番十八の各一
小平市鈴木町一丁目四百七十二番地四十

部

誠賀建設株式会社
代表取締役 加賀美 誠

西東京市中町三丁目二千百一番一及び同番五の各一部並びに二千百六番二及び二千百九番四十九
株式会社東栄住宅
代表取締役 西野 弘

土地収用法施行令に基づく公示による通知

土地収用法施行令(昭和26年政令第342号)第6条の規定において準用する同令第5条第2項の規定により、下記のとおり公示による通知を行う。

なお、通知書は、当委員会事務局審理課に保管し、通知を受けるべき者にいつでも交付する。受領しないときは、平成28年8月30日の終了をもってその通知があったものとみなされる。
平成28年8月10日

東京都収用委員会

会長 池田 眞 朗

記

1 事件名

平成27年第4号の2

東京都計画道路事業幹線街路補助線街路第54号線及びび区画街路世田谷区画街路第10号線のための土地収用事件

2 通知書の名称

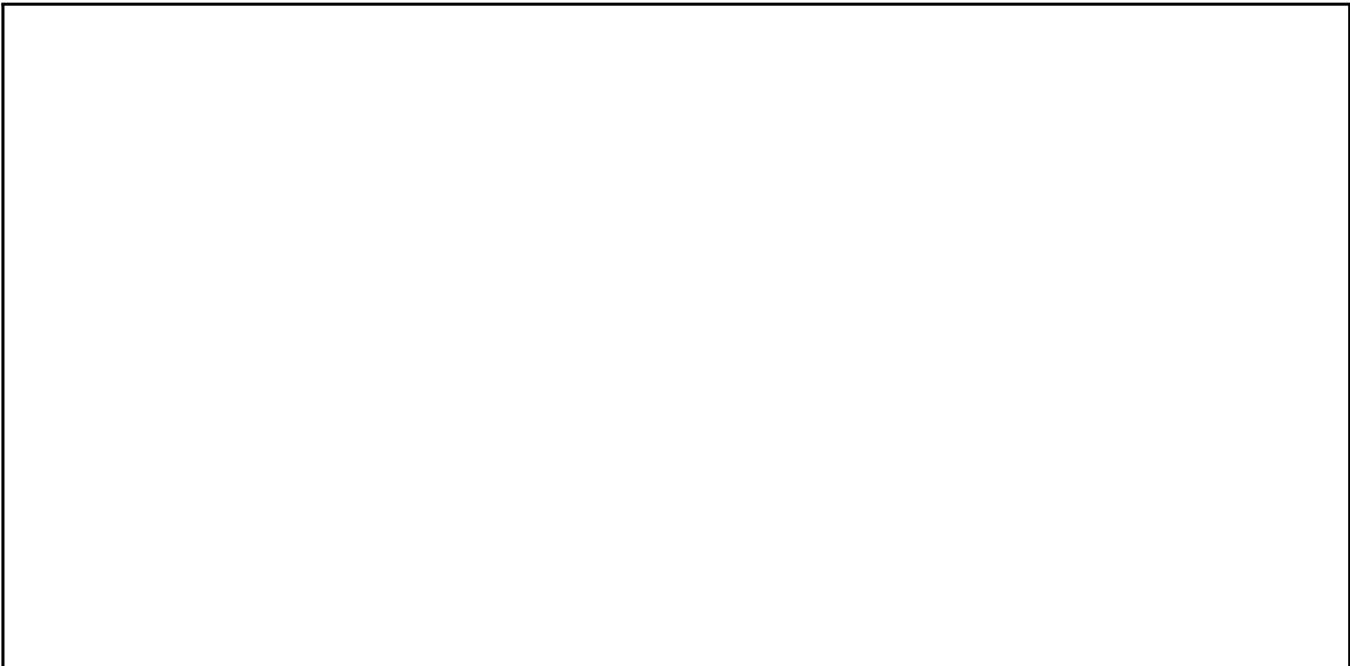
審理の開催について(通知)

3 通知を受けるべき者

住所 不明

ただし、閉鎖商業登記簿上の住所は、東京都中

<p>中央区銀座四丁目14番3号 氏名 熱海荘商事株式会社 清算人 不明</p> <p>4 公示による通知に係る土地の所在及び地番 東京都世田谷区北沢二丁目977番14 978番25</p> <p>5 公示による通知に係る掲示の事実 (1) 掲示されている場所 東京都庁内の総務局掲示板 (第一本庁舎 1階南側) (2) 掲示を始めた年月日 平成28年8月10日</p>		
---	--	--



発行

東京都
東京都新宿区西新宿二丁目八番一
号(代)

郵便番号
163-8001

定価

本号
一箇月 三〇円
六、六〇〇円
(郵送料を含む)

印刷所

勝美印刷株式会社
東京都文京区白山一丁目十三番七
号

郵便番号
113-0001